令和2年2月28日

児童発達支援事業所　管理者　様

放課後等デイサービス事業所　管理者　様

名古屋市子ども青少年局

子育て支援部子ども福祉課長

放課後等デイサービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への

対応方針について

　児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応につきましては、「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウィルス感染症が発生した場合等の対応について」（令和２年２月１８日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）にてお知らせしたところです。このたび、名古屋市立学校等が令和2年3月2日から3月24日まで臨時休業となること、また新たに厚生労働省より別添のとおり事務連絡が発出されたことに伴い、別紙のとおり事業所における新型コロナウイルス感染症への対応方針を定めましたので、お知らせいたします。

　各事業所におかれましては、内容を十分にご確認いただき、万が一新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、当課と緊密に連携のうえ、ご対応くださいますようお願いいたします。また、併せて保護者向けチラシを送付いたしますので、事業所内に掲示又は保護者に配布するなど、確実に周知してくださいますようお願いいたします。

子ども発達支援係　Tel:972-2520